

# 高圧ガス保安法における 新たな認定制度の運用について

2024年3月26日  
産業保安グループ 高圧ガス保安室

# 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律<sup>(※)</sup>の概要

令和4年12月  
経済産業省  
産業保安グループ

※高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律。令和4年6月22日に公布。

## 背景

- ✓ 近年、産業保安分野において、**革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請**など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた**保安規制の見直し**が必要。

## 法律の概要

- ✓ (1) スマート保安<sup>※</sup>の促進、(2) 新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、(3) カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の3つを柱に、**高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法**等の改正を行う。

※ スマート保安：産業保安分野におけるIoT、ビッグデータ・AI、ドローン等の活用を通じた安全性と効率性の向上。「人の力・技術」との連携・融合。

### (1) スマート保安の促進

- ✓ 「**認定高度保安実施事業者制度**」の創設【高圧・ガス・電力】

**「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」を厳格に審査・認定し、安全の確保を前提に、その保安力に応じ、手続や検査の在り方を見直す。**

- ・許可・事前届出を**事後届出・記録保存**へ
- ・**国等と事業者双方が行う検査を事業者による検査のみ**に
- ・常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、**検査時期や保安人員の配置を柔軟化** 等

⇒ **テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処**



ドローン・IoTによる点検



ビッグデータ・AIによる異常予兆検知・運転最適化

### (2) 新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化

- ✓ **太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し**【電力】

**小規模な太陽光・風力発電設備<sup>※</sup>を、「小規模事業用電気工作物」と位置付け、基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする。**

※出力が10kW以上50kW未満の太陽光・20kW未満の風力発電設備

- ・**設備の設置者の基礎情報の届出義務**（設備の種類、設置場所及び管理者等）
- ・**技術基準維持義務、使用前自己確認**（事業者が設備の安全性を事前に確認）等

<太陽光パネルの崩落>



<風車の羽根の脱落>



令和3年4月～12月  
未までに報告された小  
出力発電設備の事故  
件数は**158件**。

- ✓ **ガス事業者間の災害時の連携強化**【ガス】

**災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け。**

※電気事業法における災害時連携計画と同様の仕組みを導入。

### (3) カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

- ✓ **燃料電池自動車の規制の一元化**【高圧】

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される**燃料電池自動車等**について規制を一元化（**高圧ガス保安法から適用除外**）。

- ✓ 「**登録適合性確認機関**」による**確認制度の創設**【電力】

今後導入が進む**風力発電設備**について、安全かつ迅速な審査を行うため、工事計画届出の審査について、**専門機関**（「登録適合性確認機関」）が**技術基準の適合性を確認する仕組みとする**。

(法令)道路運送車両法  
(所管)国土交通省



(法令)高圧ガス保安法  
(所管)経済産業省

# ① 認定高度保安実施者制度の施行について

- 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和5年12月21日施行）において、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業所について、安全確保を前提にその保安確保能力に応じて保安規制に係る手続・検査を合理化する制度を創設（認定高度保安実施者制度）。

## <認定高度保安実施者の認定要件>

認定要件	内容
①経営トップのコミットメント	<ul style="list-style-type: none"><li>• 保安確保に係る理念・社内ルールの整備を明確化するための経営トップのコミットメント、保安管理体制を監査・検証できる組織体制の構築を求める。</li></ul>
②高度なリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"><li>• リスクの回避・低減策を策定し、継続的にアップデートしていくため、保安管理プロセスを実施する体制の構築を求める。</li></ul>
③テクノロジーの活用	<ul style="list-style-type: none"><li>• 設備の劣化状況を診断する技術、運転管理を高度化する技術、保安管理業務を高度化・効率化する技術等の導入を求める。</li><li>• 導入前後の効果・リスクの評価・検証プロセスを求める。</li></ul>
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"><li>• IoT機器等を活用した産業保安のスマート化はサイバーセキュリティ対策が一層重要であるため、導入するテクノロジーに応じてサイバーリスクを検証し、必要な対策を求めるとともに、対策の継続的な改善に努めているかを確認する。</li></ul>

# ① 認定高度保安実施者制度の施行について

- 認定高度保安実施者制度の施行に伴い、高圧ガス保安法の政省令、告示改正等を実施。（令和5年12月21日施行）

## <主な関係法令等の改正等とその概要>

【政令】高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）の改正

- 認定高度保安実施者等の認定の有効期間を規定。

【政令】高圧ガス保安法関係手数料令（平成9年政令第21号）の改正

- 認定高度保安実施者制度における認定又はその更新を受ける者が支払うべき手数料について実費を勘案した額を規定。

【省令】コンビナート等保安規則（昭和61年省令第88号）等の改正

- 認定制度に係る手続きや認定の基準（①経営トップのコミットメント、②高度なリスク管理体制、③テクノロジーの活用、④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応に係る基準）を規定するとともに、認定事業者に対する各種特例等（製造施設の位置・設備等の変更の手続きや危害予防規程・保安人員に関する手続等）について規定。

【告示】認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準（令和5年告示第166号）（新設）

- 認定高度保安実施者の認定に関する保安管理システムに係る一般要求事項などを規定。

【通達】認定高度保安実施者の認定について（20231213保局第1号）（新設）

- 認定高度保安実施者の認定に係る製造施設等の解釈や、認定申請者の欠格事由など規定。

【通達】認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について（20231213保局第2号）（新設）

- 認定高度保安実施者の認定に関する経済産業大臣の検査や認定基準の詳細などを規定。

【通達】民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）（20231213保局第3号）（新設）

- 民間規格評価機関において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセスを規定。

# ① 認定高度保安実施者制度の施行について

- 認定高度保安実施者制度の認定事業者に対しては、製造施設の位置・設備等の変更の**手続**や**危害予防規程**・**保安人員に関する手続等**について、事業所の保安力に応じて、**届出等の手続の不要化**や**事業者自身による検査等**を柔軟に措置（記録保存義務は維持）。

## 製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出

- 【高圧ガス保安法第39条の21、コンビナート等保安規則第49条の7の9等】
- 認定事業者においては、その保安確保能力を踏まえ、**ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更**については、**許可制を維持**
  - **軽微変更**については、その対象範囲を拡大した上で**記録保存義務**とする
  - **それら以外の変更**は、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とするため、**行政による事業者情報の把握の観点から、事後届出**とする

## 保安人員（保安係員等）の配置

- 【高圧ガス保安法第39条の24、コンビナート等保安規則第49条の7の11等】
- 認定事業者においては、現行の保安人員の配置を基本としつつも、コンビナート連携の進展や、常時監視・遠隔監視システムの導入などを踏まえ、法律上は「製造のための施設の区分ごとに」とせず、**保安人員の柔軟な配置**を許容し、**必要人員の配置を適正化**
  - 一例として、**製造設備の運転状態の監視を行う等、大臣が認める方法により保安管理**を行う場合は、**施設の区分ごとに保安係員を選任することを不要**とする

## 完成検査・保安検査

- 【高圧ガス保安法第39条の22、第39条の27、コンビナート等保安規則第49条の7の13等】
- 認定完成検査実施者制度及び認定保安検査実施者制度（以下「旧認定制度」という。）と同様に**自主検査**を維持
  - その際、認定高度保安実施者制度では、法適合性確認能力も含め、コンプライアンス体制の整備等の要件を拡充すること等も踏まえ、**事業者が自ら完成検査・保安検査の結果を適正に確認**するものとし、検査記録については都道府県知事への**届出を要しない**こととする
  - ただし、行政が立入検査等により確認できるよう、**検査記録を保存**
  - 保安検査については、**定期に行うことを基本としつつ、CBM<sup>※</sup>や常時監視等**による場合には、**それ以外の時期によることも可能**とし得るよう措置

## 危害予防規程の作成、変更・保安人員（保安係員等）の選解任

- 【高圧ガス保安法第39条の23、第39条の24】
- 認定事業者は、危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任については、**自立的に管理するものとし、記録保存**とする

## 定期自主検査

- 【高圧ガス保安法第39条の27】
- 自立的に高度な保安管理を行うことができるため、保安検査の実施を前提に、認定事業者には**定期自主検査の規定を適用しない**

※ 特定施設に係る設備の劣化の状況から判断した適切な時期に当該特定施設の運転を停止することなく保安検査を行うものをいう（特定認定高度保安実施者に限る特例措置）

## ②サイバーセキュリティに関する調査機関の指定について

- 経済産業大臣は、高圧ガス保安法第39条の16に基づき、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者に対し、認定基準に適合しているかどうかについて意見を聴取し、又は調査を依頼することができる。
- 本制度の認定要件を検査するため、サイバーセキュリティの専門性を有した組織を経済産業大臣の指定する者として指定する要件が必要であったことから、「高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令」（平成9年通商産業省令第23号。以下「指定則」という。）を改正し、**サイバーセキュリティに係る指定機関の要件を規定**した。
- 今般、**一般財団法人日本品質保証機構**より、**サイバーセキュリティに係る認定要件の調査を行う者**として指定申請等を受けたため、指定則に基づき審査を行ったところ、審査項目に適合していると評価できたことから、令和6年3月18日付けで**同機構の指定を行った**。

### 一般財団法人日本品質保証機構（JQA）

- ・設立：昭和32年（財団法人日本機械金属検査協会として設立し、平成23年に一般財団法人日本品質保証機構に移行）
- ・公正・中立な立場の第三者適合性評価機関
- ・情報セキュリティに関するISO/IEC 27001認証及びクラウドサービスセキュリティに関するISO/IEC 27017認証を実施
- ・ISO 9001、ISO 14001をはじめとするマネジメントシステム認証の総登録件数において、認証機関として国内最多の実績
- ・その他、国内外の法規制や認証制度の指定機関として、電気製品・医療機器・車載機器に関する電気安全の認証・試験、JISマーク認証等を実施

出典：一般財団法人日本品質保証機構（JQA） 総合案内、サービスハンドブック より抜粋・修正

### ③令和6年度スケジュールについて

- 令和6年度の認定に係るスケジュールは以下のとおり。申請書の受付は2週間、現地調査の候補日は5週間を目処として一定の期間を確保する。
- このほか、申請者からの事前相談は随時受け付ける。

#### <認定高度保安実施者の認定スケジュール（令和6年度）>

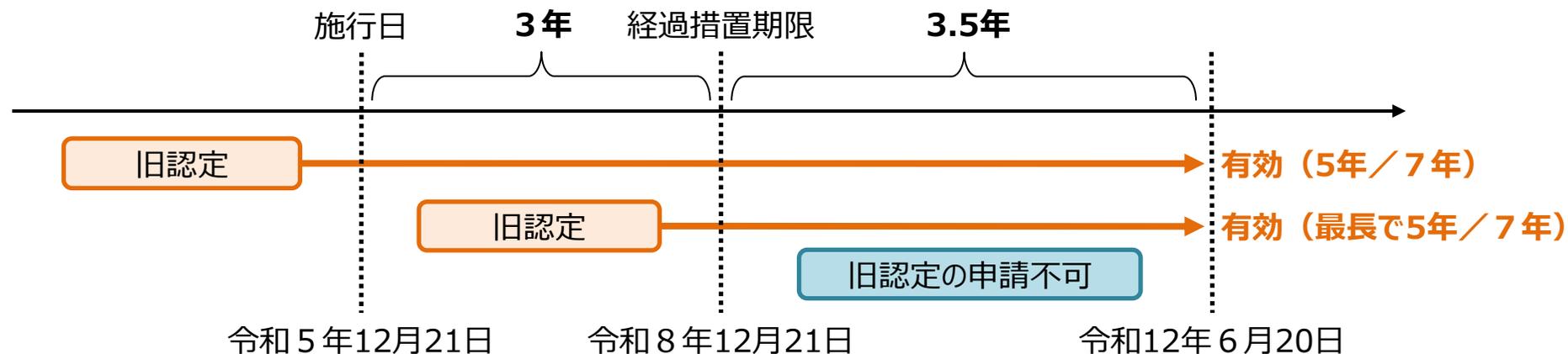
	申請書の提出	現地調査	検討会※ (審査会審査)	認定の目安
第1回	4月第1週～ 4月第2週	5月第2週～ 6月第2週	7月中旬	8月以降
第2回	7月第1週～ 7月第2週	8月第1週～ 9月第2週	10月中旬	11月以降
第3回	10月第1週～ 10月第2週	11月第2週～ 12月第2週	令和7年 1月中旬	令和7年 2月以降
第4回	1月第2週～ 1月第3週	2月第2週～ 3月第2週	令和7年 4月中旬	令和7年 5月以降

※「高圧ガス高度保安認定検討会（仮称）」

## 【参考】高圧ガス保安法の認定制度における移行措置について

- 令和5年12月21日より前に、旧認定制度に係る認定を受けている事業者は、**改正法施行後も、当該認定の有効更新期間までは、その認定の効力を維持**する。
- 移行準備期間として、**令和5年12月21日から3年の経過措置期間（令和8年12月21日まで）を設定**（附則第1条第4号）し、同期間は、**旧認定制度又は認定高度保安実施者制度のいずれに係る申請も可能**とする。
- **経過措置期間において、旧認定制度に係る認定が認められた場合の当該認定の有効期間は、経過措置期限から3.5年（令和12年6月20日まで）とする。**（附則第2条第2項及び第3条第2項）
- 経過措置期間中に旧認定制度に係る認定を受けた事業者が、**当該認定の有効期間中に、認定高度保安実施者制度に係る認定を取得する際の審査は、二重審査を排除するなど合理的かつ迅速なものとする。**

### <旧認定制度の認定期限及び経過措置期間>



# 【参考】認定高度保安実施者制度の申請方法・情報発信について

- 経済産業省HPに「認定高度保安実施者制度」のページを作成。申請マニュアルや事前相談方法等を明記。認定高度保安実施者制度を含む、スマート保安の取組をスマート保安パンフレットとして公表。

認定高度保安実施者制度について

### 認定高度保安実施者制度の概要

令和4年6月22日に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号、以下「改正高圧法」という。）が公布され、令和5年12月21日に施行されました。現行の高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）においては、高圧ガスを製造する一部の事業者に対して、年に一度、設備を辱して都道府県等による保安検査の実施義務等を課しているところ、主にコンビナートに設置する製造所や化学工場等の大規模事業者を対象に、かかる保安検査を事業者自ら実施することも可能とする旨の特例措置等を付する認定制度（高圧法第3章の2参照、以下「現行認定制度」という。）があります。改正高圧法においては、産業保安分野における技術革新の進展及び人材の高齢化に対応するため、高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けて現行認定制度の見直しを行うこととし、高度な情報通信技術の活用等を認定要件に追加した認定高度保安実施者制度（改正高圧法第39条の13参照、以下「新認定制度」という。）が創設されました。

新認定制度の申請、要件等の詳細に関しては以下をご参照ください。

- [認定高度保安実施者の認定に係る事業者の体制の基準](#)（PDF形式：171KB）
- [認定高度保安実施者の認定について](#)（PDF形式：360KB）
- [認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について](#)（PDF形式：500KB）
- [民間規格評価協会の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて](#)（内規）（PDF形式：191KB）

### 申請方法

以下の「認定高度保安実施者申請等マニュアル」をご参照ください。

- [認定高度保安実施者申請等マニュアル](#)（PDF形式：235KB）
- [認定高度保安実施者 申請書様式](#)（WORD形式：45KB） [\(New!\)](#)
- [認定高度保安実施者 申請書添付資料](#)（様式の例示）（WORD形式：79KB） [\(New!\)](#)
- [認定高度保安実施者 申請書添付資料](#)（記載例）（WORD形式：18KB） [\(New!\)](#)

### ロゴマーク

認定高度保安実施者の認定を受けた場合、以下のロゴマークを利用できます。利用に際しては、以下、利用規約を遵守ください。



A認定  
高度保安事業所



B認定  
高度保安事業所

- [認定高度保安実施者ロゴマーク使用規約](#)（PDF形式：182KB）
- [認定高度保安実施者ロゴマーク使用規約 様式及び記載例](#)（WORD形式：16KB）

### 認定高度保安実施者一覧

最新の認定高度保安実施者を一覧で掲載いたします（2023年12月21日時点：0件）。

### お問合せ先

申請の事前相談については、以下の項目をメール本文に記載いただきお問合わせください。

- 宛先：経済産業省高圧ガス保安室担当者宛  
bz1-koatusinintei-sodan@meti.go.jp（送付の際は★を@に変更してください）
- 件名：認定高度保安実施者制度に関する事前相談
- 本文：
  - ①申請する旨の意思表示（有・無）
  - ②申請方法（電子・紙）
  - ③申請の種類（A認定、B認定、施設の追加）
  - ④認定更新の申請であって、「認定高度保安実施者の認定について」の「6. 認定の更新（2）」の①から③までの要件のいずれにも該当しないと考えている場合は、その旨
  - ⑤現地検査の希望日程（第1希望～第3希望を記したものを）
  - ⑥担当者の連絡先



高圧ガスを取り扱う事業所のみならず  
高圧ガス保安は  
スマート保安へ

高圧ガス保安室  
gylxftu\_xctuyf/  
wqgsp-intel/index.html

高圧ガス保安協会  
調査チーム  
03 mail: hpg@khk.or.jp

高圧ガス保安協会  
調査・推進チーム  
06 mail: qa@khk.or.jp

特別民間法人  
高圧ガス保安協会  
ISO審査センター  
https://khk-iso.jp

発行 令和5年10月

経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人  
高圧ガス保安協会  
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

高圧ガス保安協会  
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan  
https://www.khk.or.jp

スマート保安を通じた新たな高圧ガス保安へのご招待

# 【参考】民間規格評価機関に係る規定等の整備

- 新認定制度の詳細を定める「コンビナート等保安規則等（令和5年12月21日改正）」において、認定高度保安実施者が自ら保安検査を行う場合の保安検査の方法については、特例が認められることとし、特定認定高度保安実施者（A認定事業者）については、民間規格評価機関が認めた保安検査の方法を用いることができることとした。（例：コンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号）
- 併せて、民間規格等を、迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法第35条第4項における保安検査の方法に位置付けるために、コンビ則第49条の7の13第5項第3号等に基づき、民間規格評価機関において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセス及び民間規格評価機関の要件を通達にて定めた。

コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）  
（保安検査等の特例）

第四十九条の七の十三 法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2～4（略）

5 前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一・二（略）

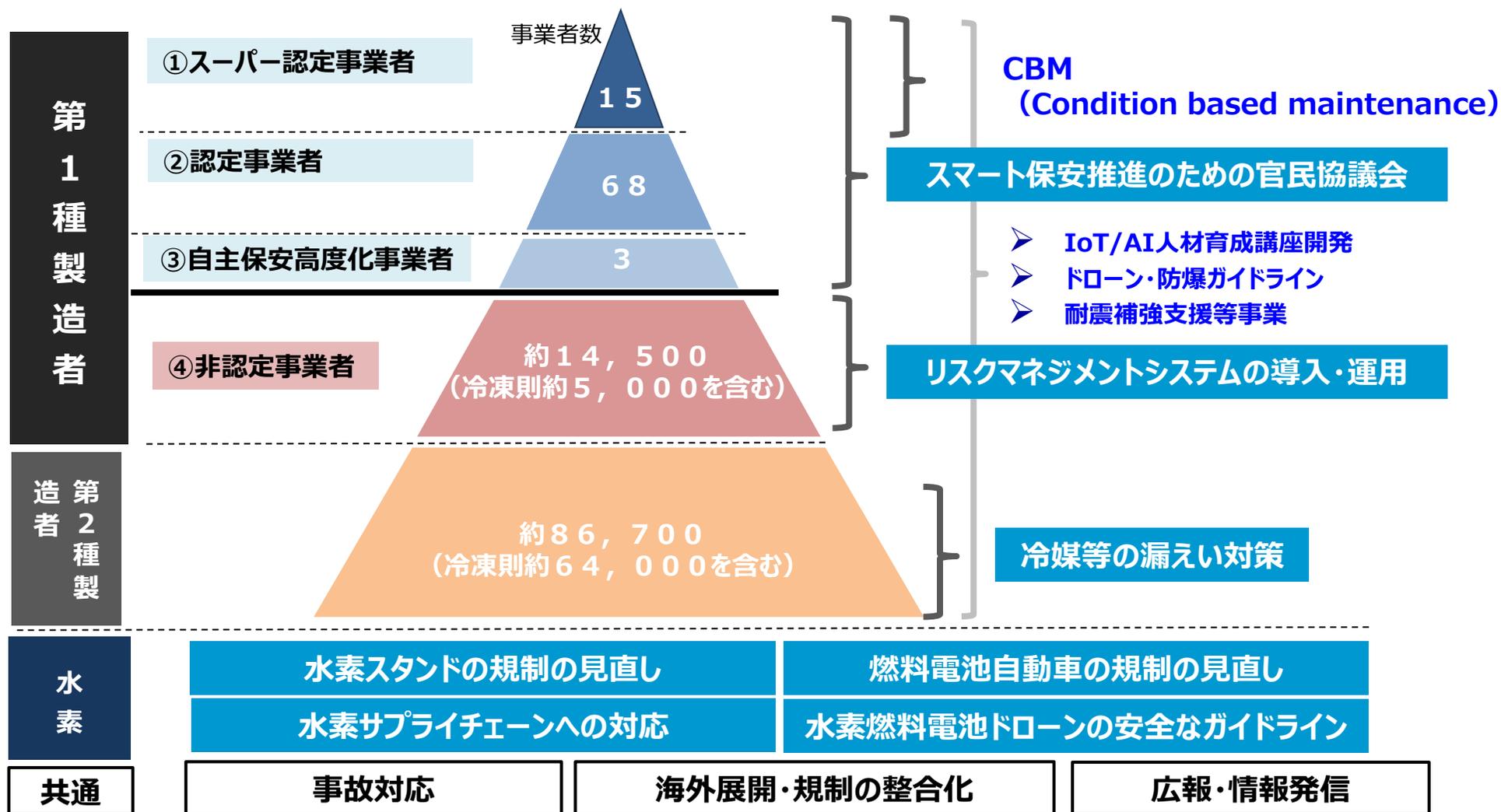
三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有していると経済産業大臣が認める者が確認したものを用いる場合

6（略）

<p>経済産業省</p> <p>官 印 省 略</p> <p>20231213保局第3号</p> <p>「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」を次のように制定する。</p> <p>令和5年12月21日</p> <p>経済産業大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）</p> <p>「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」を次のとおり定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和5年12月21日から施行する。</p>	<p>評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法におけるの方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）</p> <p>を、迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第4項検査の方法（以下「保安検査の方法」という。）に位置付けるために、一般高圧（昭和41年通商産業省令第53号）第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート（昭和61年通商産業省令第88号）第49条の7の13第5項第3号に基づき、民間において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセスを</p> <p>規 格 等：業界団体等が国際、国内、海外の規格を活用し制定した保安検査に用いる規格</p> <p>審 査 課 員：民間規格等が保安検査の方法としての妥当性を有するか否かについて評価する機能を有する機関をいう。</p> <p>り保安検査の方法としての妥当性確認のプロセス</p> <p>らあり、「民間規格評価機関の要件」（以下「要件」という。）を定め、この民間規格評価機関にならうとする者の申出により、あらかじめ民間規格等を評価能力を有することを確認し、公表する。因により公表された民間規格評価機関した民間規格等は、保安検査の方法としての妥当性が確認されたものとみなす。が民間規格評価機関として公平性、公正性、公開性及び技術的能力・管理能力のこと。</p> <p>該機関が別紙に示す要件を満たしていることを確認することにより行う。</p> <p>による評価プロセスが適切であること。</p> <p>該機関が要件を満たしていることを確認するとともに、当該機関による評価プロセスに実施されることを確認する。</p> <p>が評価・承認した民間規格等について十分な説明責任を果たすことができること。</p> <p>要件に従った適切な評価の実施確認は、別紙に示す要件に基づき評価委員会へ規格の評価計画の提出、評価の実施状況についての1年ごとの定期報告等による確認において、民間規格評価機関が要件を満たしていないと判断された場合は、民間規格評価機関が評価した民間規格等については、国は保安検査の方法として妥当性を確認しないことができる。</p>
--	--

# 【参考】高圧ガス保安施策の全体整理

- 事故対応やスマート保安の推進、時代に対応した規制の見直し等をはじめ、高圧ガス保安法に係る事業者の規模や種類等に応じた施策を実施し、総合的な保安力の向上を図っている。



# 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案【水素社会推進法】の概要

## 背景・法律の概要

- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野においてもGXを推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現していくことが課題。こうした分野におけるGXを進めるためのカギとなるエネルギー・原材料として、**安全性を確保しながら、低炭素水素等の活用を促進することが不可欠。**
- ✓ このため、**国が前面に立って、低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、基本方針の策定、需給両面の計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する支援措置や規制の特例措置**を講じるとともに、低炭素水素等の供給拡大に向けて、**水素等を供給する事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置**を講じる。

## 1. 定義・基本方針・国の責務等

### (1) 定義

- ・「**低炭素水素等**」：水素等であって、
  - ①その製造に伴って排出されるCO2の量が一定の値以下
  - ②CO2の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国のCO2の排出量の削減に寄与する等の経済産業省令で定める要件に該当するもの

※「水素等」：水素及びその化合物であって経済産業省令で定めるもの（アンモニア、合成メタン、合成燃料を想定）

### (2) 基本方針の策定

- ・主務大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、低炭素水素等の供給・利用の促進に向けた**基本方針**を策定。
- ・基本方針には、①低炭素水素等の供給・利用に関する**意義・目標**、②GX実現に向けて**重点的に実施すべき内容**、③**低炭素水素等の自立的な供給に向けた取組**等を記載。

### (3) 国・自治体・事業者の責務

- ・**国**は、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する**施策を総合的かつ効果的に推進する責務**を有し、**規制の見直し等の必要な事業環境整備や支援措置**を講じる。
- ・**自治体**は、**国の施策に協力し**、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する**施策を推進**する。
- ・**事業者**は、**安全を確保しつつ**、低炭素水素等の供給・利用の促進に資する**設備投資等を積極的に行うよう努める**。

## 2. 計画認定制度の創設

### (1) 計画の作成

- ・**低炭素水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者や、低炭素水素等をエネルギー・原材料として利用する事業者が、単独又は共同で計画を作成し、主務大臣に提出。**

### (2) 認定基準

- ・**先行的で自立が見込まれるサプライチェーンの創出・拡大**に向けて、以下の基準を設定。
  - ①計画が、**経済的かつ合理的**であり、かつ、低炭素水素等の供給・利用に関する**我が国産業の国際競争力の強化に寄与するものであること。**
  - ②「**価格差に着目した支援」「拠点整備支援**」を希望する場合は、
    - (i)供給事業者と利用事業者の双方が連名となった**共同計画**であること。
    - (ii)低炭素水素等の供給が**一定期間内に開始され、かつ、一定期間以上継続的に行われると見込まれること。**
    - (iii)**利用事業者が、低炭素水素等を利用するための新たな設備投資や事業革新等を行うことが見込まれること。**
  - ③導管や貯蔵タンク等を整備する港湾、道路等が、**港湾計画、道路の事情等の土地の利用の状況に照らして適切**であること。 等

### (3) 認定を受けた事業者に対する措置

- ①「**価格差に着目した支援」「拠点整備支援**」  
(JOGMEC（独法エネルギー・金属鉱物資源機構）による助成金の交付)
  - (i)供給事業者が**低炭素水素等を継続的に供給するために必要な資金**や、
  - (ii)認定事業者の**共用設備の整備に充てるための助成金を交付**する。
- ②**高圧ガス保安法の特例**  
認定計画に基づく設備等に対しては、一定期間、**都道府県知事に代わり、経済産業大臣が一元的に保安確保のための許可や検査等を行う。**  
※一定期間経過後は、高圧ガス保安法の認定高度保安実施者（事業者による自主保安）に移行可能。
- ③**港湾法の特例**  
認定計画に従って行われる**港湾法の許可・届出を要する行為**（水域の占用、事業場の新設等）について、**許可はあったものとみなし、届出は不要とする。**
- ④**道路占用の特例**  
認定計画に従って敷設される導管について**道路占用の申請があった場合、一定の基準に適合するときは、道路管理者は占用の許可を与えなければならないこととする。**

## 3. 水素等供給事業者の判断基準の策定

- ・**経済産業大臣は**、低炭素水素等の供給を促進するため、**水素等供給事業者（水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者）が取り組むべき基準（判断基準）を定め、低炭素水素等の供給拡大に向けた事業者の自主的な取組を促す。**
- ・**経済産業大臣は**、必要があると認めるときは、**水素等供給事業者に対し指導・助言**を行うことができる。また、**一定規模以上の水素等供給事業者の取組が著しく不十分であるときは、当該事業者に対し勸告・命令**を行うことができる。

電気・ガス・石油・製造・運輸等の産業分野の低炭素水素等の利用を促進するための制度の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

## 背景・法律の概要

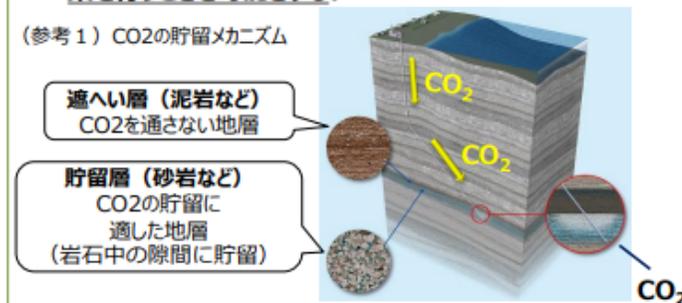
- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野におけるGXを実現することが課題。こうした分野における**化石燃料・原料の利用後の脱炭素化を進める手段**として、CO2を回収して地下に貯留する**CCS** (Carbon dioxide Capture and Storage) の導入が不可欠。
- ✓ 我が国としては、**2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備**することとしており（GX推進戦略 2023年7月閣議決定）、公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な**貯留事業等の許可制度等を整備**する。

## 1. 試掘・貯留事業の許可制度の創設、貯留事業に係る事業規制・保安規制の整備

### (1) 試掘・貯留事業の許可制度の創設

- 経済産業大臣は、貯留層が存在する可能性がある区域を「**特定区域**」として**指定**※した上で、特定区域において**試掘やCO2の貯留事業を行う者を募集**し、これらを**最も適切に行うことができると認められる者**に対して、**許可**※を与える。  
※ 海域における特定区域の指定及び貯留事業の許可に当たっては環境大臣に協議し、その同意を得ることとする。
- 上記の許可を受けた者に、**試掘権**（貯留層に該当するかどうかを確認するために地層を掘削する権利）や**貯留権**（貯留層にCO2を貯留する権利）を**設定**する。CO2の安定的な貯留を確保するための、**試掘権・貯留権は「みなし物権」とする**。
- **鉱業法に基づく採掘権者は、上記の特定区域以外の区域（鉱区）でも、経済産業大臣の許可を受けて、試掘や貯留事業を行うことを可能とする。**

(参考1) CO2の貯留メカニズム



(出典) 日本CCS調査(株) 資料(資源エネルギー庁にて一部加工)

### (2) 貯留事業者に対する規制

- **試掘や貯留事業の具体的な「実施計画」は、経済産業大臣(※)の認可制とする。**  
※ 海域における貯留事業の場合は、経済産業大臣及び環境大臣
- 貯蔵したCO2の漏えいの有無等を確認するため、**貯留層の温度・圧力等のモニタリング義務**を課す。
- **CO2の注入停止後に行うモニタリング業務等に必要な資金を確保するため、引当金の積立て等を義務付ける。**
- 貯留したCO2の挙動が安定しているなどの要件を満たす場合には、**モニタリング等の貯留事業場の管理業務をJOGMEC(独法エネルギー・金属鉱物資源機構)に移管**することを可能とする。また、**移管後のJOGMECの業務に必要な資金を確保するため、貯留事業者に対して拠出金の納付を義務付ける。**
- 正当な理由なく、**CO2排出者からの貯留依頼を拒むことや、特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- **技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。
- 試掘や貯留事業に起因する**賠償責任**は、被害者救済の観点から、**事業者の故意・過失によらない賠償責任(無過失責任)**とする。

(参考2) 貯留事業に関するフロー



## 2. CO2の導管輸送事業に係る事業規制・保安規制の整備

### (1) 導管輸送事業の届出制度の創設

- CO2を貯留層に貯留することを目的として、**CO2を導管で輸送する者は、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。**

### (2) 導管輸送事業者に対する規制

- 正当な理由なく、**CO2排出者からの輸送依頼を拒むことや、特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- **技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。

※海洋汚染防止法におけるCO2の海底下廃棄に係る許可制度は、本法律案に一元化した上で、海洋環境の保全の観点から必要な対応について環境大臣が共管する。